令和８年琴平町公告第 41 号

「琴平町外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣等委託業務」の公募型プロポーザルに係る手続の開始について、次のとおり公告します。

令和８年 11 月２日

琴平町長　片　岡　英　樹

１．業務の目的

こどもたちが遊びや日常の生活の中で、外国の文化や言葉に自然と親しみ、楽しみながら国際感覚の基礎を育むことを目的とする。各こども園にＡＬＴを常時１名配置することで、外国の先生と触れ合い、コミュニケーションする喜びや楽しさを実感できる環境を整え、幼児期における豊かな言語感覚と多様性を尊重する心を養うため、専門的な知識と優れた実績を持つ最適な事業者を公募型プロポーザルにより選定するものである。

２．業務の内容

（１）業 務 名

琴平町外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣等委託業務

（２）業務の内容

「琴平町外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣等委託業務公募型プロポーザル実施要領」及び「琴平町外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣等委託業務仕様書」による。

（３）委託期間

契約締結日から令和 12 年３月 31 日までとする。

（４）契約金額上限

23,430,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※　ただし、この契約金額上限は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

※　人件費については、町が直接雇用することを予定しているため、契約金額上限には含めないこと。

３．参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しないこと。

（２）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。

（３）会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始がなされている者でないこと。

（４）プロポーザル方式により受託候補者を決定しようとする業務の実施年度において、琴平町一般競争（指

名競争）入札参加資格を有していること。なお、参加申込書等を提出しようとする時点において、対象業務における琴平町での競争入札参加資格を有しない者は、「物品製造・役務の提供等の入札の参加に必要な資格等について」に基づき、別途提出すること。

（５）琴平町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。

（６）国税及び地方税に滞納がないこと。

（７）提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

（８）国や地方公共団体、民間企業での同種・類似業務の実績があり、本業務を遂行する技術や能力、健全な財政能力を十分に有していること。

４．その他

（１）募集及び選定のスケジュール

① 公募型プロポーザル実施公告	令和８年11月２日（月）
② 実施要領等に関する質疑受付	令和８年11月２日（月）から 令和８年11月６日（金）まで
③ 質問書に対する回答期限	令和８年11月12日（木）
④ 参加申込書の提出期限	令和８年11月20日（金）
⑤ 参加申込者の確認結果の通知	令和８年11月27日（金）
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和８年11月27日（金）から 令和８年12月11日（金）まで
⑦ プレゼンテーション及び審査	令和８年12月21日（月）午前10時予定
⑧ 審査結果の通知	令和８年12月下旬予定
⑨ 審査結果等の公表	令和８年12月下旬予定
⑩ 契約締結	令和８年12月下旬予定

※町の都合により、スケジュールは変更する場合がある。

（２）その他詳細については、実施要領及び仕様書を参照すること。

（３）実施要領、仕様書、参加申込書等様式関係については、ホームページから入手すること。

（４）担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒７６６－８５０２

香川県仲多度郡琴平町榎井８１７番地１０

琴平町役場　子ども・保健課

電　話（０８７７）７５－６７０５

ＦＡＸ（０８７７）７５－６７２４

E-mail:kodomohoken@town.kotohira.lg.jp